

令和6年度やんばる地域における特定外来生物ツルヒヨドリ等防除業務に係る仕様書

1. 件名

令和6年度やんばる地域における特定外来生物ツルヒヨドリ等防除業務

2. 業務の目的

ツルヒヨドリ (*Mikania micrantha*) は、南北アメリカの熱帯地域を原産としたつる性植物で、日本では昭和59(1984)年に沖縄県うるま市で発見され、沖縄島中部一帯で繁茂している。近年では沖縄島北部・南部や西表島、奄美大島などでも確認され、分布が急拡大している。本種は繁殖力が非常に強く、つるで絡みつき、厚い藪を形成しながら林冠を覆うよう繁茂するため、今後の分布拡大によって在来の生態系に大きな被害を及ぼす可能性があることから、平成28(2016)年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)により特定外来生物に指定された。

やんばる地域(国頭村、大宜味村、東村)では、大宜味村田嘉里等においてツルヒヨドリの定着が確認され、平成28(2016)年度より地域住民とともに防除活動に取り組んできた。本業務は、これまで防除に取り組んできた地点でのモニタリングと継続的防除を行うことによってやんばる国立公園、及び世界自然遺産地域内へのツルヒヨドリ等侵略的外来植物種の侵入・定着を阻止することを目的とする。

3. 実施場所

沖縄県国頭郡国頭村、大宜味村、東村

4. 業務の内容

(1) 業務打合せ

請負者は、業務実施前に、業務実施計画書(案)及び安全管理計画書(案)を作成し、業務の進め方や防除実施地点について環境省やんばる自然保護官事務所担当官(以下、「環境省担当官」という。)と打合せを行い、業務実施計画書及び安全管理計画書を確定する(半日程度)。なお、打合せはウェブシステムの利用も可とし、安全管理計画書には、ハブに咬まれたとき等に適切に対処できるよう、応急処置方法、緊急連絡網や対応医療機関等を記載すること。

また、業務実施中に1回程度環境省担当官と中間打合せを行うこと(半日程度)。

各打合せ終了後は速やかに打合せ記録簿を作成し、環境省担当官の承認を得て確定すること。

(2) ツルヒヨドリの防除

特定外来生物であるツルヒヨドリについて、過年度業務において防除を行った場所の現状把握調査を実施し、生育が確認された場所において防除作業を実施し、その後モニタリングを行う。また、その他の特定外来生物に指定された植物種が侵入していないか確認する。

① 現状把握調査

過年度業務においてツルヒヨドリの防除作業を実施した地点(合計最大約3,422 m²、詳細は別紙1参照)において、ツルヒヨドリの生育、再生状況を目視にて確認し、現状が判るように写真撮影とGPSで位置情報の確認を行う。また、生育情報の収集に努め、新たな情報が得られた場合は、同様に現状把握調査を行い、GPSで位置情報を記録する。なお、新規地点において他機関により現状把握調査が実施された場合は、当該作業を省略し、地点情報含め調査結果の収集に努める。これらの結果を踏まえ、②の防除作業等を行う地域・箇所を選定し、環境省担当官に提案する。本調査は、2名以上の体制(調査員1名、補助員1名)で行うこととし、計2日程度を想定する。

② 防除作業

①を踏まえて、防除作業を行う。防除作業は各地点で計3回、後述の③内のモニタリング

及び抜き取り作業と合わせて 48 人日程度行うものとし、作業は約 1 ヶ月程度の間隔を空ける。ただし、ツルヒヨドリの生育状況等によっては、環境省担当官と調整の上実施地点等を変更することは妨げない。

ツルヒヨドリは茎の破片、根の一部からも再生することから、防除作業は原則として手作業により丁寧に抜き取ること。抜き取り後はツルヒヨドリの再生防止のため、環境省担当官と相談して防草シートの設置を検討し、設置作業を行うこと。なお、防除作業の前後の状況を比較できるように、作業前と作業後の生育状況等について写真とともに記録し、防除した植物体の防除量も記録する。各再生防止措置等の効果を比較し、より効率的な防除方法を検討すること。

また、本作業にあたっては関連する法令等を遵守し必要な手続きをとったうえで適切に実施すること。

③ モニタリング

①で生育が確認されなかった地点及び②で防除作業を実施した地点について、冬期にツルヒヨドリの生育、再生状況を目視確認し、現状が判るように写真撮影を行う。モニタリングは、②の実施に合わせて 3 名以上の体制（調査員 1 名、補助員 2 名）とし、計 2 日程度を想定する。

また、モニタリングの際にツルヒヨドリの再生、生育が確認された場合は、その旨を記録し、上記②と同様、適切に抜き取り作業を行う。なお、本作業は②の人日に含めることとする。

(3) 防除結果のとりまとめ

(2) の防除結果については、調査地点、生息の有無、防除作業、再生の有無、再防除の実施の有無、防草シート等設置による再生防止措置の有無等の情報を地域・箇所毎に GIS 情報に対応させ、過年度業務からの経過も含めて、比較検討しながらとりまとめる。防除の成果や今後の防除目安が読み取れるよう、各回の調査範囲と防除範囲に加え、生育範囲・生育状況を「沖縄島北部地域におけるツルヒヨドリ防除実施計画（令和 6 年 3 月 21 日公示）」における定義に基づいて評価し、とりまとめること。

なお、過年度業務報告書については、必要に応じてやんばる自然保護官事務所より貸与する。

(4) 報告書の作成

上記 (1) から (3) の内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。なお、(3) でとりまとめた結果 (GIS データ含む) に関しては、3 月初旬をめどにすみやかに提出し、環境省担当官の了解を得ること。

(5) その他

① 業務実施に必要な機材及び消耗品等は基本的に請負者が用意する。ただし、4.(2)②の防草シート設置に係る物品等はやんばる自然保護官事務所が提供する。事務所が貸与した物品は適切に維持・管理し、事業終了時には当事務所に返還すること。事業中に不具合や紛失が生じた場合には直ちに環境省担当官に報告すること。

② 当該調査及び防除作業を行う際には、事前に地域住民に対して当該業務の目的、作業内容、実施期間等について十分な周知を行うとともに、土地所有者の了解を得ること。

③ 手での抜き取り作業等の際は、ハブやヒメハブ等の危険生物に十分に注意し、防除開始前に棒による追い払い等を行うこと。また、安全管理計画書に従って作業従事者に安全教育を行い、安全対策を徹底すること。

5. 業務実施期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

6. 成果物

紙媒体：報告書 3 部（A 4 判 50 頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2セット
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。
提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所やんばる自然保護官事務所

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー
<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本業務を行うにあたって、入札参加希望者は、必要に応じて「平成28～30年度やんばる国立公園における特定外来生物ツルヒヨドリ等防除活動業務」、「令和元～4年度やんばる地域における特定外来生物ツルヒヨドリ等防除業務」及び「令和2年度やんばる国立公園第二種

特別地域におけるツルヒヨドリ防除活動業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課 ([TEL:098-836-6400](tel:098-836-6400))

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。